

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

1. 現 状(平成19年4月1日現在)

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等の状況

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
越前町	49.9歳	55人	232,700円	242,269円	—	—	—	—
うち用務員	55.2歳	11人	244,100円	249,973円	用務員	53.9歳	227,200円	1.1
うち自動車運転手	51.3歳	3人	293,300円	325,366円	自家用自動車運転手	52.6歳	232,400円	1.4
うち学校給食員	49.4歳	17人	220,700円	224,512円	調理士	41.6歳	241,300円	0.9
その他	47.7歳	24人	228,500円	241,054円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
越前町	—	—	—
うち用務員	4,071,280円	3,284,320円	1.2
うち自動車運転手	5,272,500円	3,270,100円	1.6
うち学校給食員	3,656,940円	3,343,300円	1.1
その他	—	—	—

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

また、用務員は全国平均データ、自家用自動車運転手、調理士については県平均データを使用している

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員

においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未 満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以 上
越前町	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	1	1		1	2	3	11	13	9	14	0
うち用務員	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	6	0
うち自動車運転手	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0
うち学校給食員	0	0	0	0	1	0	1	4	6	3	2	0
その他	0	1	1	0	0	2	1	7	4	3	5	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)適用

イ 手当

一般行政職と同種の手当を支給している。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に、一般行政職の昇給基準に準じて、昇給。

57歳を超える職員には、昇給抑制を行っている。

2. 基本的な考え方

技能労務職については、現在も国、県に準じ適正な給与制度の運用を行っている。今後は、民間同種の職務に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用を継続していく。

また、職員については、退職者不補充とし、新規の採用を行わない。

3. 具体的な取り組み内容

平成18年4月に給与構造の見直しを行い、57歳を超える職員の昇給抑制を行っている。また、平成17年度より退職者不補充とし、臨時職員で対応している。

4. その他

退職者不補充としているため、施設の統廃合、民間委託等、業務の見直しを行っていく。